

令和 8 年度

工事番号 補漁 第 3 号

十三地区漁業集落排水処理場電気設備更新工事

電気設備特記仕様書

五所川原市十三通行道 116-5 地内

五 所 川 原 市

第1章 総 則

第1節 一般事項

1. 概 要

本工事は、十三地区漁業集落排水処理場電気設備更新工事に伴う十三地区処理場における電気設備の更新工事を行うものである。

2. 施工範囲

本工事の施工範囲は以下に記載する各機器の撤去搬出、搬入据付、電気工事及び処分を含むものとする。

(1) 十三地区漁業集落排水処理場 原水流量計 1 台

(2) 十三地区農業集落排水処理場 フリクトスイッチ 13 台

3. 摘 要

機器の仕様については本仕様書及び図面を最優先するものとし、記載の無い事項については漁業集落環境整備事業の諸基準等作成、農林水産省「施設機械工事等共通仕様書」（以下「共通仕様書」という）に準拠するものとする。

4. 打ち合わせ

請負契約締結後、速やかに受注者は、監督員との打ち合わせ及び現場調査等を実施し、その施工内容を熟知すると共に、疑義があればこれを正し、打ち合わせ内容についての議事録を作成するものとする。

5. 関連法令等の遵守

共通仕様書に記載した事項のほか使用する機器及び材料等については、その性質、操作性等を十分考慮したものを使用し、施工にあつては関係法令、県・市条例、規則、規程及び規格等を遵守することとし、下記に記す規格、基準については特に留意すること。

(1) 日本工業規格 JIS

(2) 電気規格調査会標準規格 JES

(3) 日本電気工業会標準規格 JEM

(4) その他関係法規

6. 事前調査

受注者は、工事着手に先立ち現場の状況について綿密な調査を行い、充分に実情を把握の上、施工しなければならない。

第2節 機器の製作・据付

1. 一般事項

「共通仕様書」に準拠する。

2. 承諾図書

受注者は、機器製作にあたり機器詳細仕様書、機器詳細図（製作機器及び購入機器の主要部品図、付属品図等を含む）、その他、必要な図書を本市に提出し、承諾を受けるものとする。

3. 試験又は検査

（1）成績書

受注者は、機器及び材料の試験又は検査を行い、その成績書を監督員に提出し、承諾を受けるものとする。

（2）使用の禁止

試験又は検査の結果、監督員の承諾が得られず、工事等に使用することが不適当なものと判断された場合には、受注者はいかなることがあっても使用してはならない。

4. 写真管理

（1）写真の分類

- 1) 着工前及び完成写真（同一アングルにて撮影すること）
- 2) 機器新旧対照写真
- 3) 現場施工写真（現場における施工状況写真）
- 4) 安全管理写真
- 5) 材料検収写真
- 6) 品質管理写真
- 7) 出来形管理写真
- 8) 産業廃棄物関係写真

（2）写真の撮影基準

- 1) 写真の撮影にあたっては、工事名、工種内容、測点等の必要な項目を記載した小黒板を写体と共に写し込むこと。
- 2) 不可視になる出来形部分については、出来形寸法等が確認できるように特に注意して撮影しなければならない。

第 2 章 機器仕様書

交換対象機器

1. 十三地区漁業集落排水処理場 原水流量計 N=1 台

① 流量計仕様

型式 2 線式電磁流量計 口径 125A

2. 十三地区漁業集落排水処理場 フリクトスイッチ N=13 台

① フリクトスイッチ仕様(散水ポンプ槽 散水ポンプ用) 2 個

型式 LC12

専用ケーブル長 20m

② フリクトスイッチ仕様(放流ポンプ槽 放流ポンプ用) 4 個

型式 LC12

専用ケーブル長 20m

③ フリクトスイッチ仕様(放流ポンプ槽 脱臭ポンプ用) 2 個

型式 LC12

専用ケーブル長 20m

④ フリクトスイッチ仕様(流量調整層用) 5 個

型式 LC12

専用ケーブル長 20m

※ 当該機器は現在設置されている設備と同等以上の機能・性能を有すること。